

# 一般社団法人京都軟式野球連盟西京支部学童部競技規約

令和5年2月改正

一般社団法人 京都軟式野球連盟 西京支部  
学童部（西京少年野球会）

(総則)

第1条 学童の「健康的な体力」と「明るく心豊かな精神力」を育て、「正しい野球技術の指導と育成向上」を目指すとともに、日頃の練習成果を発揮する場として、西京支部少年部(以下「本会」という。)が主催又は各種団体と共催して開催する少年野球大会は、この「競技規則」の定めるところにより行うものとする。

2 本会は、参加する各チーム、各選手が、勝敗のみにこだわることなく、常に相手を尊重し、自己の最善を尽くして、フェアプレーに徹した白熱したゲーム展開と美しいスポーツマンシップが生まれることを期待するものである。

(選手登録資格)

第2条 選手の登録資格は、毎年4月1日現在の小学生とする。

(チーム編成及び登録等)

第3条 本会が開催する各大会出場のためのチーム編成は、選手20名を限度として編成するものとし、「選手登録書」を毎年第1回代表者会議に提出するものとする。ただし、理事長杯リーグ戦のみ、随時追加登録を認めるものとするが、その他の大会開催中で、変更並びに追加登録は認めないこととする。

2 同一チームにおいて2チーム以上編成する場合、同一選手を2チーム以上に登録出場させることはできない。

3 チーム編成は、隣接四学区以内で編成するものとする。ただし、正当な理由により代表者会議で承認された場合は、この限りではない。なお、代表者会議で判断が困難な場合は、理事長の判断に委ねるものとする。また、隣接学区外での編成に関しては「隣接学区外申請書」を総務委員長に提出し代表者会議の承認を得るものとする。更に隣接学区外を含めたチーム編成においても四学区以内とする。

5 健康診断は、各チームにおいて、日頃から務めることとする。

6 代表者、監督、コーチは、京都府内に在住とする。ただし、転勤等により京都府以外に移住し、チームが必要な人材として、確保したい場合は、代表者会議で承認を得た場合はこの限りではない。

7 本会の主催する6年生を中心とした大会において、事故防止の観点から、3年生以下の選手は、出場(登録)できないものとする。ただし、区長杯リーグ戦は新学年とする。また、チーム編成上3年生以下を出場せざるを得ない場合は、代表者会議で是非を決定するものである。

8 第1項から第7項までの措置は、各チーム代表者が責任をもって行うものとする。

(試合の組み合わせ抽選会等)

第4条 本会が開催する各大会における試合の組み合わせ抽選会には、各チームが出席するものである。ただし、知事旗・市長杯においては、参加申し込み及び登録をするものとする。

2 試合の組み合わせ及び抽選方法は、本会の決定により行うものとする。

3 試合日程及び時間、審判(塁審)の分担等は、本会事務局が決定するものとし、後日変更がある場合には、事務局より各チームに連絡するものである。

(抽選会出席者の義務)

第5条 前条の抽選会に出席した各チームの代表者等は、抽選会で説明及び決定された事項を必ずチーム関係者に周知徹底させるものとする。

(試合中等の災害及び事故)

第6条 本会が開催する各大会の試合中等における事故及び災害に関しては、本会は応急処置をするが、その他は各チーム又は個人の負担とする。

(競技に関する特別規則及び注意事項等)

第7条 本会が開催する各大会の試合に関する競技規則は、当該年度の公認野球規則及び全日本軟式野球連盟の内規を適用するものとし、次に掲げる特別規則及び注意事項を設けるものとする。

- 1 ベンチは、組み合わせ番号の若い方を一塁側とする。
  - 2 ベンチに入れる者は、代表者、監督1人、コーチ2人、スコアラー1人と選手とする。  
ただし、事情により監督不在の場合は、大会本部の了承を得てコーチ等が監督を代行することができるものとする。
  - 3 各チーム責任審判(塁審)員は、担当する試合の30分前までに必ずグラウンドに到着し、大会本部に届け出るものとする。
  - 4 監督及び選手等は、試合開始予定時刻30分前には、必ずグラウンドに到着し、直ちに試合ができる態勢を整えておくものとする。ただし、本会事務局が承認した大会に出場し、遅延した場合はこの限りではない。(必ず連絡をする事。)  
なお、試合開始予定時刻30分前に到着していない場合は、原則として棄権とみなす。
  - 5 試合開始予定時刻30分前までに打順表を作成し、スコアブックと共に  
本会本部へ提出するとともに、「承認」を得ること。なお、原則として30分以降の提出は認めず棄権とする。打順表は、試合開始前に球審より当該チームに手渡しを行うものとする。
  - 6 試合開始予定時刻前でも、前の試合が早く終了した場合、  
予定時間の15分前倒しを限度に次の試合を開始することがある。
  - 7 小雨の場合でも日程及びグラウンドの都合上、グラウンドが使用可能な状態の場合は試合を強行することができる。
  - 8 グラウンド整備は、試合終了後試合当事者チームが責任をもって行うこと。
  - 9 試合成立は、5回終了をもって成立とする。それ以前に中止となった場合、再試合か特別継続試合かは本会役員が決定する。
  - 10 大会の試合回数は6回までとし、試合時間を1時間20分までとする。なお、1時間15分以降は新イニングに入らず、同点の場合は、最終メンバー9名により抽選とする。  
理事長杯リーグ戦は引き分けを採用し、その他の大会は同点の場合は、特別延長(打者継続とし、無死一二塁により開始)1回を採用し、尚且つ同点場合は、最終メンバーで抽選とする。  
また、コールドゲームについては、4回以降10点 5回以降7点(本会役員の決定がある場合は3回20点以上)差がある場合に採用する。(ジュニアは3回以降10点、4回以降7点とする)
- ア 決勝戦については、試合時間1時間30分/6回までとする。  
同点の場合は特別延長(打者継続とし、無死一二塁により開始)2回までとし、尚且つ同点の場合は、最終メンバー9名により抽選とする。

イ 理事長杯リーグ戦4年生以下の試合時間を1時間10分までとし、試合回数5回までとする。なお、1時間5分以降は新イニングに入らず、同点の場合は、引き分けとする。また、決勝戦については、試合時間1時間10分/5回までとし、1時間5分以降は新イニングに入らない。同点の場合は特別延長(打者継続とし、無死一二塁により開始)1回までとし、尚且つ同点の場合は最終メンバー9名により抽選とする。

ウ 令和2年度から西京支部少年部主催の大会において、準決勝戦について、1時間20分終了及び6回終了同点の場合は、特別延長(打者継続とし、無死一二塁により開始)1回までとし、尚且つ同点の場合は最終メンバー9名により抽選とする。なお、理事長杯決勝リーグ戦も同様の扱いとする。

また、知事旗争奪学童野球大会及び市長杯争奪野球大会において、準々決勝戦準決勝戦について、1時間20分終了及び6回終了同点の場合は、特別延長(打者継続とし、無死一二塁により開始)1回までとし、尚且つ同点の場合は最終メンバー9名により抽選とする。

決勝戦は、第7条10項アと同様する。

エ 令和3年度より投手の投球制限(4年生以下 60球、5・6年生 70球)を採用する。

11 各大会の使用球は、連盟公認マルエスボールJ号を使用する。

12 捕手は、必ず連盟公認(JSBB)マスク(スロートガード付き)・レガード・プロテクター・ヘルメット・ファウルカップを着用しなければならない。尚、投球練習時についても同対応とする。

13 金属製バットは、連盟公認(JSBB)のみ使用できる。

14 12項13項においては、試合開始前に審判員が確認するものとする。

15 打者及びランナーコーチは、必ずヘルメットを使用しなければならない。

16 同一チームの各選手、監督、コーチは、同一、同型、同意匠のユニホーム(帽子、アンダーシャツ、ストッキングを含む)を使用しなければならない。尚、ズボンについては、バギータイプ及びストレートタイプは認めないものとする。また、代表及びスコアアは必ず同一チームの帽子を着用しなければならない。

ア ユニホームの両袖は、同一の長さで、左袖には「京都」又は「kyoto」を付けなければならない。

イ ユニホームに個人名を入れてはならない。なお、他行政のチームはこの限りではない。

ウ 背番号は、監督30番、コーチ29番28番、主将10番、選手は0番から99番までの数字を使用するものとする。

エ ネックウォーマーの着用は野手のみ認め、色は黒又は紺とする。ただし、ベンチ内では投手の着用は認める。

17 試合中のタイムは、選手、監督の要求した時ではなく、審判員が認めた時である。また、試合中の作戦タイムは、3回までとする。

18 抗議のできるのは、監督及び当該選手のみとする。なお、抗議については、ルール適用を誤った時のみとし、アウト・セーフの裁定について、異議は認めない。また、指導者及び保護者からの抗議、異議は厳禁とする。

19 どんな方法であろうと相手チーム選手及び審判員に対し、暴言、悪口を吐くことと暴力をふるう行為は厳禁とする。このような行為があった場合は、当該者への退場を申し入れるとともに、1年間の出場停止とする。暴力行為の場合は、没収試合として、相手チームへの勝利とすることとし、当該者を永久追放とする。チーム責任については、代表者会議において処分を決定する。

- 20 選手並びに応援団の行動については、当該チームの代表者、監督が一切その責任を負うものとする。
- 21 変化球は一切禁止する。  
ただし、投球が自然に変化したと判断される場合を除く。なお、意識して投げた(手をひねる)変化球か、投球が自然に(手をひねらない)変化したかは、審判員の判断によることとし、抗議は一切許さない。
- ア 変化球に対してボールを宣告するとともに選手に警告をする。
- イ 同一投手が同一試合で再び変化球を投げた場合、その投手を交代させる。
- ウ 変化球を投げられたにもかかわらずプレイ(打者が打った)が続けられた場合は、監督の選択権が生じるものとする。
- 22 ヒット・バイ・ピッチ(死球)・ボーク及び申告敬遠を採用する。
- 23 各大会中において、選手の追加ならびに変更、背番号の変更は認めない。ただし、理事長杯リーグ戦はこの限りではない。
- 24 大会に対して不正を行ったチームに次の処置をとる。
- (1) 出場資格に不正があった場合
- ア 試合開始前あるいは試合中に発見された場合は相手チームに勝利を与える。
- イ 試合終了後に発見された場合は、次の相手に勝利を与える。
- ウ 決勝戦終了後に発見された場合は準優勝チームに勝利を与える。
- (2) 大会中不測の事故など、トラブルが生じた場合は、本会本部の決定に従わないチームは失格とする。
- (3) 不正登録をしたり、試合の際に登録外の不正選手を出場させたチームは、失格となるとともに代表者、監督は、1年間本会に登録することはできない。
- 25 試合日程、その他の事由によりダブルヘッターが予定された場合、スポーツ障害の発生等を防止するため、原則として同一ピッチャーが総投球回数を7回までとする。
- 26 試合会場の状況等によって本会本部の決定により特別規制を設けた場合は、審判員の説明及び指示に従うものとする。
- 27 4年生以下が投手の場合は、本会主催のいかなる大会において、1日3イニングまでとする。また、理事長杯リーグ戦4年生以下の試合以外の試合に出場する場合は、打順表に「4年生以下」と判るように背番号欄に○を記載すること。
- 28 監督、コーチは自チームの選手に対し、聞き苦しい言動及び過剰な行動は慎むこととする。なお、このような言動及び行動が認められた場合は、退場とし、本会認定試合を二週間の監督業務停止と試合グラウンド内への入場を認めないものとする。
- 再度、上記の行為が発生した場合は、一年間の監督業務停止とする。
- 29 本会主催する試合グラウンド内ベンチへの携帯電話の持ち込みを禁止するとともに、保護者応援席においての携帯電話の使用を厳禁とする。  
また、グラウンド内での喫煙は一切認めないとし、指定の場所で喫煙のこと。
- 30 本会主催する試合のベンチ内の代表、監督、スコアラは、試合中に携帯電話使用又は喫煙を目的にベンチを外れた場合、ベンチ内への復帰は認めないこととする。

平成14年	4月	7日	改正	同日施工
平成24年	2月	4日	改正	同日施工
平成27年	4月	4日	改正	同日施工
平成28年	2月	6日	改名	同日施工
平成28年	11月	5日	改正	同日施工
平成30年	3月	3日	改正	同日施工
平成30年	12月	16日	改正	同日施工
令和2年	2月	1日	改正	同日施工
令和3年	2月	1日	改正	同日施工
令和4年	2月	1日	改正	同日施工
令和5年	2月	4日	改正	同日施工